

○那須塩原市上下水道事業審議会条例

平成19年6月28日条例第28号

(設置)

第1条 那須塩原市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成17年那須塩原市条例第197号）

第1条第1項に規定する水道事業及び同条第2項に規定する下水道事業の適正かつ円滑な経営に資するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、那須塩原市上下水道事業審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、水道事業及び下水道事業の経営に関する事項の調査及び審議を行い、答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 水道事業による水道を使用する個人及び法人その他の団体の構成員
- (3) 下水道事業による下水道又は農業集落排水施設を使用する個人及び法人その他の団体の構成員
- (4) 下水道事業による下水道又は農業集落排水施設に係る団体の構成員

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から答申の日までとする。ただし、委員が前条第2項第2号から第4号までに掲げる団体の構成員である場合において、その職を失ったときは、任期中においても委員の職を失うものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

5 副会長は、会長の補佐を行い、会長に事故あるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長の職務を行う者がいないとき

は、市長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、上下水道部管理課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年7月1日から施行する。

(那須塩原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 那須塩原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年那須塩原市条例第44号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成19年12月26日条例第34号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年12月26日条例第43号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月16日条例第46号抄）

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。